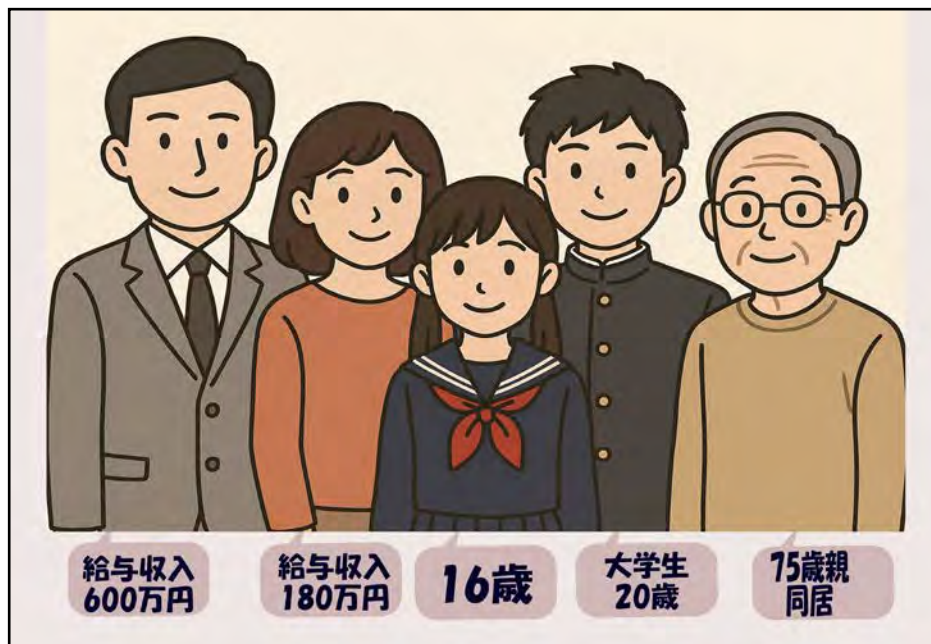
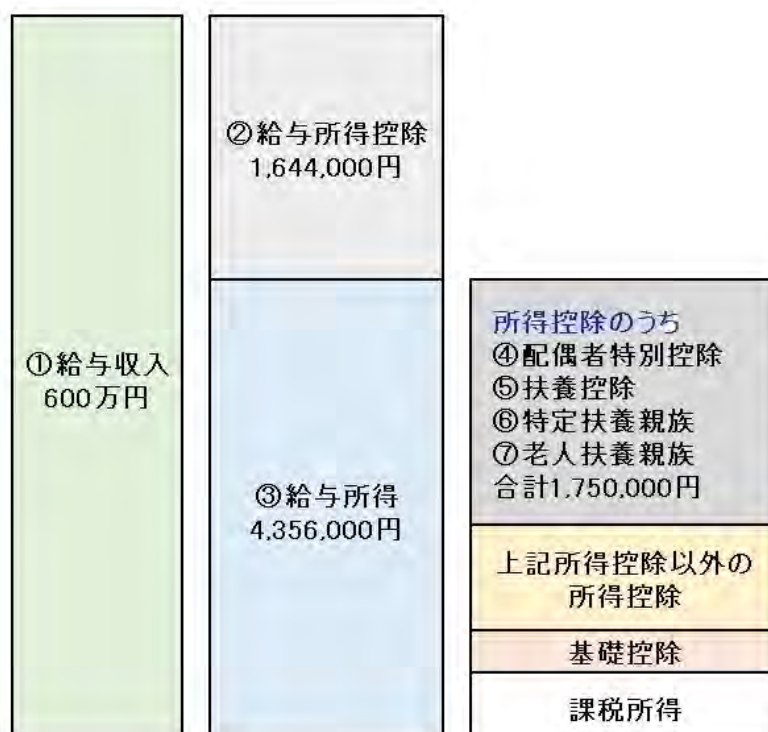




私の家族です。私の給与収入は600万円。妻はパート収入180万円。二人の子供は20歳の大学生、16歳の高校生です。私は75歳の父と同居しています。令和7年度の所得税改正のうち、家族構成に関する所得控除の改正について教えてください。



下図があなたの給与収入から課税所得までの流れです。これを基に家族構成に関するあなたの所得控除を算出してみましょう。





給与所得控除はどうなりますか？



以下の表は令和 7 年度の税制改正による給与所得控除です。

あなたの給与収入は600万円なので給与所得控除額は1,640,000円。

従って給与所得は4,360,000円になります。

給与所得控除	
給与収入金額	給与所得控除額
1,900,000円まで	650,000円
1,900,001円から3,600,000円まで	収入金額×30%+80,000円
 3,600,001円から6,600,000円まで	収入金額×20%+440,000円
6,600,001円から8,500,000円まで	収入金額×10%+1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円(上限)

②	給与所得控除額 = 6,000,000円 × 20% + 440,000円 = 1,640,000円
---	--

③	給与所得 = 6,000,000円 - 1,640,000円 = 4,360,000円
---	---



妻はパートで働いています。配偶者控除はどうなりますか？



下表が配偶者控除です。

奥さんの給与収入が123万円以下の場合は控除額38万円です。

それを超えると奥さんの給与収入によって控除額が変わる配偶者特別控除を適用します。

奥さんの給与収入は180万円なので配偶者特別控除額は16万円になります。

配偶者控除	
配偶者の給与収入	控除額
給与収入123万円以下	38万円

配偶者特別控除		
	123万円超160万円以下	38万円
	160万円超165万円以下	36万円
	165万円超170万円以下	31万円
	170万円超175万円以下	26万円
	175万円超180万円以下	21万円
④ 配偶者の給与収入	180万円超185万円以下	16万円
	185万円超190万円以下	11万円
	190万円超197万円以下	6万円
	197万円超201.6万円以下	3万円
	201.6万円超	0万円
④ 配偶者特別控除 = 160,000円		



扶養控除はどうなりますか？



扶養控除は⑤の16歳の娘さんに適用される控除対象扶養親族の38万円。

次に⑥の19歳～23歳の大学生を対象の特定扶養親族の63万円。

⑦の同居のあなたの父親を対象にした老人扶養親族(同居老親等)」の58万円。

④の配偶者特別控除を含めて配偶者・扶養親族の人的控除合計額は1,750,000円になります。

扶養控除の内容については次頁で詳しく説明しています。

扶養控除			
区分			控除額
⑤	控除対象扶養親族		38万円
⑥	扶養親族	特定扶養親族	63万円
⑦	老人扶養親族	同居老親等	58万円
		同居老親等以外の者	48万円

④ 配偶者特別控除 = 160,000円	
⑤ 一般の控除対象扶養親族 = 380,000円	
⑥ 特定扶養親族 = 630,000円	
⑦ 老人扶養親族(同居老親等) = 580,000円	
合計	1,750,000円



扶養控除の内容について教えてください



下表の通りです。

控除対象扶養親族

扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が16歳以上の方をいいます。

扶養親族

控除対象扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の方をいいます。

扶養親族：特定扶養親族

生計を一にしている扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満で、給与収入が年収123万円超188万円以下の者に対し

「**特定親族特別控除**」(※)が所得税の控除に適用されます。

「特定親族特別控除」は、アルバイトなどで一定の収入がある大学生や専門学校生などの親を持つ世帯の税負担を軽減することを目的として新設されました。

この新制度により、上記の要件を満たす特定親族がいる場合、段階的に控除を受けられるようになります。

老人扶養親族

控除対象扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が70歳以上の方をいいます。

同居老親等

老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属(父母、祖父母など)で、あなたや配偶者との同居を常としている方をいいます。

同居老親等以外の者

老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属(父母、祖父母など)で、あなたや配偶者との同居をしていない方で、常に生活費、療養費等の送金が行われているなど「生計を一」にしていることが必要となります。



特定親族特別控除の内容について教えてください



あなたの息子さんは現在、アルバイトorパートなどの給与収入はありませんので特定扶養親族の対象となって63万円の控除額があなたの給与所得から扶養控除としてひかれます。

今後、息子さんがアルバイトorパートなどの給与収入を得るようになると「特定親族特別控除」が適用になります。

控除額は息子さんの給与収入によって下表のようになります。

特定親族特別控除(※)	
特定親族の給与収入金額	控除額
123万円超150万円以下	63万円
150万円超155万円以下	61万円
155万円超160万円以下	51万円
160万円超165万円以下	41万円
165万円超170万円以下	31万円
170万円超180万円以下	21万円
175万円超180万円以下	11万円
180万円超185万円以下	6万円
185万円超188万円以下	3万円



基礎控除はどうなりますか？



下表の通りです。

あなたの給与収入は600万円ですから基礎控除額は68万円になります。

基礎控除	
給与収入	控除額
200万3,999円以下	95万円
200万3,999円超475万1,999円以下	88万円
475万1,999円超665万5,556円以下	68万円
665万5,556円超850万以下	63万円
850万円超2,545万円以下	58万円
2,545万円超2,595万円以下	48万円
2,595万円超2,645万円以下	32万円
2,645万円超2,695万円以下	16万円
2,695万円超	0円